

岡山海区漁業調整委員会指示令和6年度第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和6年12月17日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

- 1 禁止する漁業の種類
あみ押網漁業（ただし、押網を船首に装備する通称ガッチャンを対象漁法とし、三角の押網を船側に装備して行う漁法を除く。）
- 2 禁止区域
 - (1) 児島湾
 - (2) 水門湾
岡山市東区西幸西のテイカ株式会社の波止突端から岡山市東区正義のかんす波止の突端見通し線と陸岸によって囲まれた海面
 - (3) 吉井川
岡山市東区九幡の東防波堤突端の赤灯台から岡山市東区西幸西の外波崎突端見通し線以北の吉井川水面
 - (4) 旭川
岡山市中区江並の三幡港北防波堤基部から岡山市南区海岸通のDOWAエレクトロニクス岡山株式会社南東端見通し線以北の旭川水面
- 3 禁止期間
毎年1月1日から10月30日まで（2の禁止区域のうち（2）から（4）までに掲げる区域にあっては、毎年1月1日から12月31日まで）
- 4 適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
- 5 指示の有効期間
令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

